

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の  
一部を改正する法律案（仮称）について

平成22年1月  
農林水産省

I 趣旨

農業経営に関する金融上の措置の改善を図るため、農業改良資金の貸付主体を株式会社日本政策金融公庫等に変更し、農業改良資金等について、政府が当該公庫等に対し利子補給を行うとともに、独立行政法人農林漁業信用基金による融資保険の対象に銀行等の貸付けを追加する。

II 法案の内容

(1) 農業改良資金助成法の一部改正

- ① 新技術の導入等を通じて農業経営の改善を図るために必要となる無利子の農業改良資金について、金融ノウハウを活かした貸付けが行われるよう、貸付主体を都道府県から株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）に変更する。
- ② 貸付原資については、国及び都道府県が供給する方式から公庫が自ら調達する方式に改めることとし、政府は、公庫が農業改良資金を貸し付けるときは、公庫と利子補給契約を結ぶことができることとする。
- ③ 担保、保証人等に過度に依存せず、農業改良資金の貸付けが柔軟に行われるよう、担保又は保証人の設定を義務付ける規定等を廃止する。
- ④ 以上の改正に伴い、題名を「農業改良資金融通法」（仮称）に改める。

(2) 農業経営基盤強化促進法の一部改正

農用地の利用集積に寄与する農用地の改良又は造成に必要な無利子の資金について、国が貸付原資を供給する方式から公庫が自ら調達する方式に改めることとし、政府は、公庫が本資金を貸し付けるときは、公庫と利子補給契約を結ぶことができることとする。

(3) 農業信用保証保険法の一部改正

銀行等民間金融機関からの農業者に対する資金の円滑な融通が行われるよう、独立行政法人農林漁業信用基金による融資保険の対象金融機関に銀行その他の金融機関で政令で定めるものを追加する。

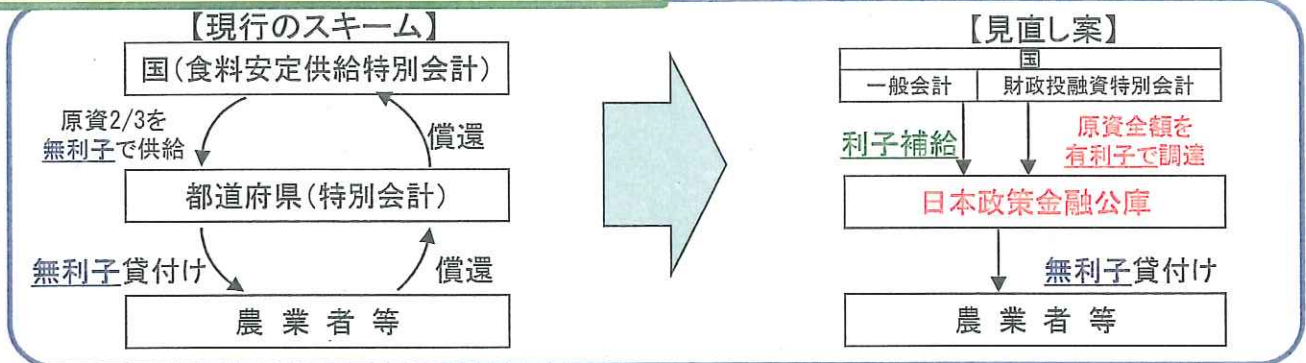
III 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

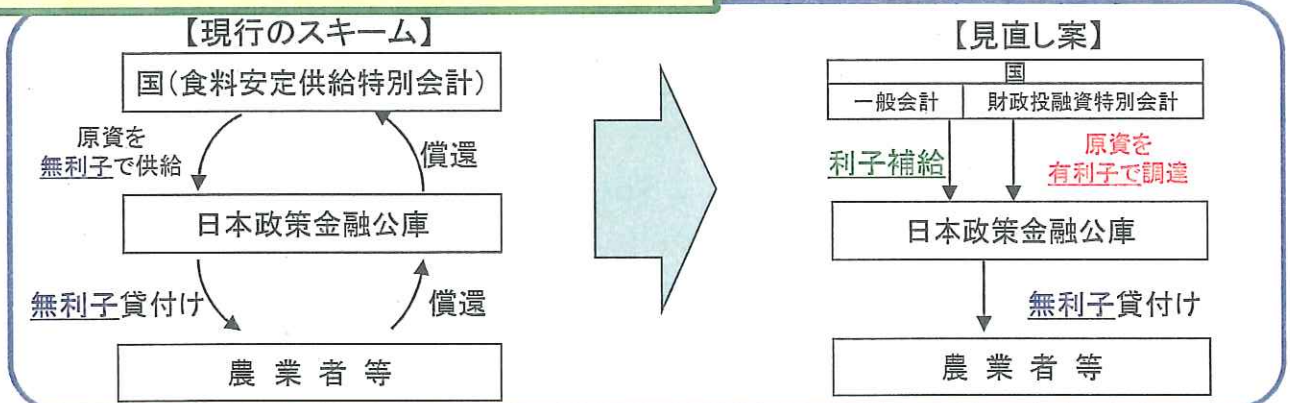
# 農業経営に関する金融上の措置の改善のための 農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案の概要

- ① 食料自給率の向上、6次産業化の促進に資する無利子の農業改良資金の貸付主体の変更  
(都道府県→日本政策金融公庫)  
・特別会計からの原資の無利子貸付を改め、一般会計から利子分を補給
- ② 農地整備に要する農家負担金を軽減するための無利子資金も、一般会計から利子分を補給する方式に変更
- ③ 金融機関の融資の事故の際に農林漁業信用基金が補てんする融資保険の対象者を地銀等に拡大

## I 農業改良資金助成法の改正



## II 農業経営基盤強化促進法の改正



## III 農業信用保証保険法の改正

